# 環瀬戸内海会議会則

第 一 章・総 則

#### 第1条《名 称》

本会は環瀬戸内海会議と称する。

#### 第2条《事務局》

本会の事務局は2年毎に総会で決定する。

#### 第3条《目的》

本会は、瀬戸内海のかけがえのない自然を育み、豊かな自然を後世に伝えるため、ゴルフ場・リゾート開発、その他の乱開発をストップさせ、循環型社会への転換を目指す。

## 第4条《活動》

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 立木トラスト運動の拡大
- 2 資料の収集・発信・資料化
- 3 研究会、講演会等の開催による学習・研究
- 4 目的を同じくする諸団体及び個人との交流
- 5 その他、本会の目的達成に必要な活動

# 第二章・会員

### 第5条《会員》

本会は、本会の趣旨に賛同する団体・個人で構成する。

- 1 瀬戸内海沿岸及びその近隣都府県において活動する団体を団体会員とする。
- 2 個人の資格で参加する者を個人会員とする。

#### 第6条《財政》

本会の財政は団体会費、個人会費、カンパ及び事業収入によるものとする。 なお、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

# 第 三 章・役 員

# 第7条《役 員》

本会に次の役員を置く。

- 1 共同代表・本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副 代 表 ・代表を補佐し必要あるときはその職務を代行する。
- 3 幹 事・各現地の状況を把握し、役員会に参加して活動を決定する。
- 4 事務局長・本会の活動全般について事務を総括し、調整する。

### 第8条《監査》

監査は総会において、前年度の決算の監査報告をする。

なお監査に際し、外部の専門の支援を得ることができる。

# 第9条《選任及び任期》

- 1 役員及び監査は総会において選任する。
- 2 役員及び監査の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

#### 第10条《顧問》

本会の活動に当って、専門的知識や実務上の助言を受けるため、顧問を置くことができる。

第 四 章・組 織

第11条《役員会》

役員会は、代表が招集する。

第12条《総会》

- 1 総会は本会の最高決定機関である。
- 2 総会は代表が招集し、毎年一回開催する。
- 3 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、代表が招集し開催する。

## 第13条《委員会》

本会の事業を推進するため、必要あるときは委員会を設置することができる。

第 五 章・会 計

第14条《予算・決算》

本会の予算及び決算は、役員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

第 六 章・会則の変更ならびに解散

第15条《変更》

この会則の変更及び解散は、役員会並びに総会において承認を得なければならない。

第 七 章・付 則

この会則は1991年6月1日から施行する。

1998年6月28日をもって改正する。

1999年6月13日をもって改正する。

2008年7月12日をもって改正する。

2010年5月23日をもって改正する。

細 則

- 1 第6条に定める会費は、団体会費 年間一口 10000円、 個人会費 年間一口 4000円とする。(何口でも可とする)
- 2 第7条に定める役員の数は次のとおりとする。

共同代表 2名

副代表 若干名

幹 事 団体加入のある各府県ごとに1名以上を選出する

事務局長 1名

事務局員若干名

- 3 第8条に定める監査の数は2名とする。
- (付記)事務局は、2003年4月より岡山市に置くことが承認され、2010年開催の第21回総会において、引き続き岡山市に置くことが承認された。